

秘密保持契約書

ABC（以下「甲」という）とPOC クリニカルリサーチ株式会社（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託の可能性を甲乙相互に検討（以下「本検討」という）するために相互に情報を開示するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、甲又は乙が本検討のため相手方に開示する一切の秘密の情報（文書、口頭、有形、無形の情報全てであり、その媒体の如何を問わない）並びに本検討の遂行上で甲又は乙が知り得た相手方に関する一切の秘密の情報をいう。

（情報の開示）

第2条 甲及び乙は、本情報に基づき、本検討に必要な秘密情報を相互に開示するものとする。

（使用目的及び秘密保持）

第3条 本契約において、秘密情報とは、本契約締結の事実、本検討の結果、相手方から開示又は提供された本情報及び本契約に関連して知り得た相手方の営業上の機密をいう。

2. 甲及び乙は、相手方から開示を受けたすべての秘密情報を秘密に保持し、相手方の書面による事前の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩せず、本検討の目的のためにのみ使用し、これを他の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。

- （1）開示を受け又は知り得た時点で既に公知となっている情報
- （2）開示を受け又は知り得た後に、自己の責によらずに公知となった情報
- （3）開示を受け又は知り得た時点で、自己が既に所有していたことを書面で証明できる情報
- （4）正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示を受けたことを書面で証明できる情報
- （5）自らが開発したことを書面で証明できる情報

3. 前項にかかわらず、本契約第2条に基づく甲乙間の協議で、次の業務委託の主要条件について合意が成立した場合は、この限りではない。

（秘密情報の取り扱い）

第4条 甲及び乙は、秘密情報に関する全ての書面、媒体及びそれらの複写・複製物を、

他の資料、物品等と区分して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2. 本契約第2条に基づく甲乙間の協議で、次の業務委託に進まない場合、又は相手方より返還の要求があった場合、甲及び乙は、相手から受領した秘密情報に関する全ての書面、媒体及びそれらの複写・複製物のうち物理的に返還可能なものは速やかに相手方に返還し、物理的に返還できないものは速やかに廃棄する。

(有効期間)

第5条 本契約は、別途甲乙間で特段の取決めをしない限り、本契約締結後6ヶ月間有効に存続する。但し、本契約第3条及び第4条の規定は、甲乙間で別段の取決めをしない限り、本契約終了後も10年間有効に存続する。

(協議)

第6条 本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって友好的に協議し、これを解決する。

(専属的裁判管轄)

第7条 本契約に関する紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄権を有する裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 ()年 月 日

【登記ご住所】

甲 ABC

【肩書き お名前】

東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
キャロットタワー6階

乙 POC クリニカルリサーチ株式会社
代表取締役社長 小澤 健夫